



公益社団法人尼崎市シルバー人材センター安全就業基準第14条の規定によりペナルティ対象と判定された会員に対するペナルティ措置の取扱いについて、次のとおり定める。

- 1 ペナルティ措置及び警告書による通知等
  - (1) 傷害事故又は賠償責任事故の区分ごとに、次の各号に掲げる事故の回数に及び、当該号に定める措置を行う。
    - ア 1回目 始末書の徴取及び厳重注意
    - イ 2回目 就業停止1か月
    - ウ 3回目 就業停止又は職種変更
  - (2) 警告書は、(様式1)により措置の内容を会員に通知する。
  - (3) 就業停止又は職種変更は、警告書に記載した仕事の種類について行う。
- 2 重大な事故の取扱い
  - (1) 傷害事故又は賠償責任事故において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事故が1回目であっても、重大な事故として2回目の事故として取扱う。
    - ア 傷害事故にあつては、会員の入院期間が1か月以上である場合
    - イ 賠償責任事故にあつては、センターの賠償額が50万円以上である場合
    - ウ 会員の故意又はこれに類似する事故とセンターが判断した場合
  - (2) 事故の回数は、傷害事故又は賠償責任事故の区分ごとに累積していくものとする。ただし、会員が事故を起こした日から1年間事故を起こさなかったときは、それまで累積していた事故の回数はリセットする。
  - 3 賠償額に係る負担金の算定等
    - (1) 賠償責任事故の違反において、次の各号に掲げる区分に応じ、事故を起こした会員に当該号に定める額の負担金（その額が5万円を超えるときは、5万円）を負担させる。この場合において、センターは、賠償責任事故に係る負担金指示書(様式2)により負担金の額を会員に通知する。
      - ア 1項目違反 負担なし
      - イ 2項目違反 センターの賠償額の10%に相当する額
      - ウ 3項目違反 センターの賠償額の25%に相当する額
      - エ 4項目以上違反 センターの賠償額の50%に相当する額
    - (2) 共同作業中の事故については、原則として当該作業に従事していた会員の連帯責任とする。
    - (3) センターが契約している賠償責任保険の対象とならない事故等に係る賠償額は、会員の負担とする。

## ○令和5年度事故件数について

前年度と比較すると件数は減少しましたが、後遺症が残る事故が起きました。事故の状況によっては、日常生活が一変することもあります。くれぐれも注意して下さい！

年度・保険種類	令和4年度	令和5年度	増減
傷害	17	12	-5
賠償	13	6	-7



## ○令和5年度 安全優良地域班について

2月27日に開催された安全・適正就業委員会において、令和5年度の安全対策の取り組みに成果のあった地域班として、『武庫地域班』が決定しました。  
令和6年5月30日(木)開催予定の定時総会にて表彰します。



## ○安全講習会の受講について 《毎月20日》

令和6年度の安全講習会の開催日をお知らせいたします。特に令和3年度～5年度の間は、安全に関する講習会の受講がまだの会員は、早めに受講して下さい。

・内容 ビデオ講習 (約30分)  
「見る待つ止まる確かめる！シルバーエイジの交通安全—歩行者と自転車—」

・日時 毎月20日 ①平日は午後1時30分から ②土・日・祝は午前10時から

【予定している開催月】

- ①平日 5月・6月・8月・9月・11月・12月・令和7年1月・2月
- ②土日祝 4月・7月・10月・令和7年3月

※詳細は開催時期に発行する事務局だよりでお知らせします。

・場所 尼崎シルバー会館 3階会議室(尼崎市東難波町5-19-5)

・申込み 本部事務所へ電話でお申込みください。(☎6481-3380)

平日は予約状況により、当日でも受講できる場合があります。お問合せのうえ受講して下さい。(土日祝の当日は、電話対応ができません。ご了承下さい。)